

2021年8月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ル ッ タ フ ル ッ タ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O 長 澤 誠
(コード番号 2586 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 徳 島 一 孝
TEL. 03-6272-3190

**A種種類株式の内容変更に係る定款の一部変更、第8回及び第9回新株予約権の買取り及び消却、
無担保融資ファシリティ契約の締結並びに取締役候補者1名選任に関するお知らせ**

当社は、2021年8月13日の取締役会において、以下の各事項についてを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

- ① A種種類株式について、普通株式を対価とする取得請求権を追加し、優先配当権及び金銭を対価とする取得請求権並びに譲渡制限の定めを削除する等の変更（以下「本株式内容変更」といいます。）を行うとともに、発行可能株式総数及び普通株式に係る発行可能種類株式総数を増加させるため、当社定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。詳細については下記「I. 本定款変更について」をご参照ください。）
- ② 本株式内容変更の効力発生に先立ち、2020年3月17日に第三者割当の方法により発行した第8回及び第9回新株予約権（以下総称して「本新株予約権」といいます。なお、これらの新株予約権が行使された場合、A種種類株式が交付される設計となっております。）の全部をその割当先である EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム、以下「EVO FUND」といいます。）から買い取るとともに、買取り後直ちに本新株予約権の全てを消却すること（詳細については下記「II. 本新株予約権の買取り及び消却について」をご参照ください。）
- ③ 株式会社EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：宮下和子）との間で無担保融資ファシリティ契約（以下「ファシリティ契約」といいます。）を締結すること（詳細については下記「III. ファシリティ契約の締結について」をご参照ください。）
- ④ 2021年9月14日開催予定の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）並びに本株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会及び当社A種種類株式を有する皆様を構成員とする種類株主総会（以下総称して「本種類株主総会」といいます。）に、本定款変更に係る議案を付議すること
- ⑤ 本株主総会に、マイケル・ラーチ氏の取締役選任に係る議案を付議すること（詳細については下記「IV. 取締役候補者1名の選任について」をご参照ください。）

なお、上記②及び③の各事項については、本株主総会及び本種類株主総会において、上記①の本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

I. 本定款変更について

1. 本定款変更の内容

本株式内容変更後のA種種類株式の内容は別紙1のとおりであり、本定款変更の内容は別紙2のとおりです。

2. 本株式内容変更後のA種種類株式の概要

① 優先配当

A種種類株式には剰余金の優先配当を受ける権利が付されておりましたが、本株式内容変更後は、A

種種類株式に対する剰余金の配当は行いません。

② 議決権

A種種類株式には、引き続き株主総会における議決権が付与されておりません。

③ 金銭を対価とするA種種類株主による取得請求権

A種種類株式には、A種種類株主による金銭を対価とする取得請求権が付されておりましたが、本株式内容変更後は、A種種類株主は金銭を対価とする取得請求権を有しません。

④ 普通株式を対価とするA種種類株主による取得請求権

本株式内容変更後は、A種種類株式には、A種種類株主による普通株式を対価とする取得請求権が付されることとなります。A種種類株主は、2021年9月16日以降いつでも、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされております。

A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額である193,000円に取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を転換価額で除して得られる数となります。なお、転換価額は、当初50円としました。当該当初転換価額は、発行済みのA種種類株式の全てを保有するEVO FUNDより提案された金額であり、当該当初転換価額である50円は2021年8月12日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（215円）と比較して76.74%のディスカウントとなります。提案された当初転換価額については、時価よりも大幅なディスカウントとなっているため、その妥当性については当社でも検討の上、EVO FUNDと交渉を重ねてまいりました。かかる検討・交渉の過程で、当社は、本株式内容変更が、本項①、③、④及び⑥の各変更を一体として行うものであるため、下記「3. 本定款変更の目的等」「② 株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、優先配当権及び金銭を対価とする取得請求権が削除されることで現時点での累積配当額（総額48,362千円）及び取得請求権が行使された場合の対価（総額1,491,664千円）の合計額1,540,026千円の支払いを免れることができる、という点を重視いたしました。もちろん、支払いを免れる金額と、全て普通株式に転換された場合の株式数に現時点の時価を乗じた金額には開きがありますが、かかる株式数は極めて多量となりますので、そのような多量の株式を、現時点の時価で全て売却することは現実的には考えられません。このような点を衡量した結果、当社は、上記当初転換価額の設定と、当社が支払いを免れる金額は一定程度均衡していると考えております。このように、当社は、当初転換価額の設定を含め、今般の条件変更は妥当なものであると考えておりますが、当社は本株主総会及び本種類株主総会における決議をもって、既存株主様の意思確認をいたします。発行済みのA種種類株式の全部について、当初転換価額で普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合にA種種類株主に交付される当社普通株式の数は26,244,140株（議決権数262,441個）となり、2021年6月30日現在の当社発行済普通株式総数14,682,629株（総議決権数146,826個）に対する割合は、178.7%（議決権ベースでの割合は178.7%）となります。なお、A種種類株主により普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、都度その旨を開示いたします。

⑤ 金銭を対価とする当社による取得条項

A種種類株式には、引き続き当社による金銭を対価とする取得条項が付されています。当社は、当社の取締役会が別途定める日が到来することをもって、A種種類株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができます。

A種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額となります。

⑥ 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要することとされておりましたが、本株式会社内容変更後は、A種種類株式には当該譲渡制限はありません。なお、本株式会社内容変更により、EVO FUND は当社取締役会の承認を要することなくA種種類株式を第三者に譲渡することが可能となりますが、EVO FUND に対しては、本株式会社内容変更在先立ち、EVO FUND がA種種類株式を譲渡する際に、EVO FUND において譲渡先が反社会的勢力ではないことを確認し、その結果を当社に通知する義務を負わせる予定です（譲渡先が再度譲渡する場合も同様の対応を行う予定です）。

なお、本株式会社内容変更に係る定款変更の効力発生日である 2021 年 9 月 16 日から 2022 年 3 月 16 日（A種種類株式の払込期日である 2020 年 3 月 17 日から 2 年が経過した日）までの間に EVO FUND が A 種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、EVO FUND から本株式会社内容変更に係る定款変更の効力発生日までに確約書を得る予定であります。

3. 本定款変更の目的等

① 本株式会社内容変更の目的

当社は、2020 年 3 月 2 日の当社取締役会において決議した A 種種類株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使を経て、2020 年 3 月末において債務超過の解消を実現することができました。その結果、EVO FUND は、本日時点において A 種種類株式 6,799 株を保有しております。しかしながら、A 種種類株式は、優先配当と金銭を対価とした取得請求権が存在するため、将来的に収益が改善し、剰余金が積み増された際に、株主への配当や追加の設備投資の際の障害になり得ると考えておりました。また、現在進めております資本政策で成長投資による事業性の向上を実現していく中で、今後当社に対し、発行済みの A 種種類株式の金銭を対価とする取得請求権が行使されることは、当社の財務状況にとって望ましいことではないと考えておりました。かかる状況の中、EVO FUND より、2021 年 6 月、A 種種類株式について普通株式を対価とした取得請求権を付与するとともに、その譲渡について当社取締役会の承認を要しないこととする一方で、金銭を対価とする取得請求権及び優先配当権を削除する提案を受け、当社で検討した結果、上述の懸念を排除することができることから、本株式会社内容変更は合理的であると判断いたしました。

② 株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式会社内容変更後の A 種種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本株式会社内容変更後の A 種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、上述のとおり、本株式会社内容変更後の A 種種類株式について最大で 262,441 個の議決権を有する普通株式が交付されることになり、2021 年 6 月末日現在の当社の発行済普通株式総数 14,682,629 株（総議決権数 146,826 個）に対する割合は、178.7%（議決権ベースでの割合は 178.7%）となります。

このように、本株式会社内容変更後の A 種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、次のとおり、本株式会社内容変更による既存株主の皆様が生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

まず、①本株式会社内容変更前の A 種種類株式には、A 種優先配当金の定めとして、累積条項が定められています。当社は、A 種種類株式を発行した以降、一度も A 種優先配当金の支払いを行っていません。その結果、現在では総額 48,362 千円の A 種優先配当金が累積しており、本株式会社内容変更を行わない場合は、少なくとも短期的には今後も継続して累積していくことが見込まれます。当該 A 種優先配当金は、将来的に普通株主の皆様への配当を実施するにあたり、大きな支障になると考えております。本株式会社内容変更にあたって、当該累積配当額については放棄する旨を EVO FUND から提案を受け、かかる点も考慮して普通株式を対価とする取得請求権の当初転換価額を決定しております。

また、②本株式内容変更前のA種種類株式には、金銭を対価とした取得請求権が付されています。当該取得請求権は、2022年1月10日以降、当社に分配可能額があれば、その範囲内で行使することが可能です。当該取得請求権は、A種種類株主の意思に基づき行使されるため、当社は取得請求権の行使の時期をコントロールすることができません。本日時点において発行済みのA種種類株式全てにつき当該取得請求権が行使された場合、対価として総額1,491,664千円の金銭が必要となりますが、当該金銭の支払いは将来的に当社が設備投資その他の成長投資を行う際の障害となる可能性が否定できず、結果として当社の中長期的な企業価値の向上に必要な施策を適時適切に実施することが困難となるおそれがあります。当社の2021年3月31日時点の現預金残高は約7億円であり、A種種類株式の全てについて金銭を対価とした取得請求権が行使された場合に必要となる金額（総額1,491,664千円）に対して大きく不足しております。これに対して、本株式内容変更により金銭を対価とした取得請求権の定めが削除された場合には、このような懸念を払しょくすることができます。なお、本株式内容変更後にA種種類株式の全てが普通株式に転換された場合、発行される株式数は26,244,140株であり、2021年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値215円を基準とするとその総額は5,642,490,100円となります。かかる金額は、本株式変更による当社の財務状況の改善にあたる、上記累積配当額の放棄に係る48,362千円と上記取得請求権の削除による1,491,664千円の合計である1,540,026千円に比べ高額といえます。しかし、当社株式の流動性を考慮すると、現時点において当社が同数の株式数を発行することにより同等の規模の資金を調達することは著しく困難であると考えられます。また、A種種類株式につき転換権が行使され普通株式に転換された場合に、それを現時点の時価で全て売却することは、当社の流動性や大量の株式売却による希薄化を考えると、現実性がありません。したがって、本株式内容変更により当社が支払いを免れることができる金額1,540,026千円と、本株式内容変更により増加する潜在株式数に現在の時価を掛けた金額5,642,490,100円を比較することは適当ではなく、当社は本株式内容変更により当社が得られる利益とEVO FUNDが得られる利益とは、一定の均衡がとれていると考えております。

また、A種種類株式の全てが普通株式に転換され、その全てが5年間（下記「Ⅲ. ファシリティ契約の締結について」のファシリティ契約の期間と同じ）にわたり売却される場合には、1日当たりの売却数量は21,870株（1年間を240取引日と仮定）であり、当社の過去6か月間における1日当たり出来高1,001,921株の2.18%に相当します。

以上の理由から本株式内容変更による既存株主の皆様が生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、2020年3月2日付「A種種類株式並びに第8回及び第9回新株予約権の発行（債務超過解消に向けた取組み）」の「8. 今後の見通し」において、「現在、本種類株式の償還等があり得ることも踏まえて事業計画の策定を進めており、当該事業計画の策定が完了次第速やかにお知らせいたします。」としておりましたが、現在も当該事業計画の策定を継続しており、改めてお知らせいたします。

発行済みのA種種類株式の全てを保有するEVO FUNDの概要は以下のとおりです。

| | |
|--------------------------------------|---|
| (a) 名 称 | EVO FUND (エボ ファンド) |
| (b) 所 在 地 | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands |
| (c) 設 立 根 拠 等 | ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社 |
| (d) 組 成 目 的 | 投資目的 |
| (e) 組 成 日 | 2006年12月 |
| (f) 出 資 の 総 額 | 払込資本金：1米ドル |
| (g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要 | 議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) (2020年12月31日時点) |

| | | |
|---------------------|---|---------------------------------|
| | 純資産：約 37.6 百万米ドル (2021 年 3 月 31 日時点) 払込資本金：1 米ドル | |
| (h) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム | |
| (i) 国内代理人の概要 | 名称 | EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 |
| | 所在地 | 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 |
| | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 ショーン・ローソン |
| | 事業内容 | 金融商品取引業 |
| | 資本金 | 9 億 9,405 万 8,875 円 |
| (j) 上場会社と当該ファンドとの関係 | 当社と当該ファンドとの関係 | 該当事項はありません。 |
| | 当社と当該ファンド代表者との関係 | マイケル・ラーチ氏は本株主総会で取締役候補者とされております。 |
| | 当社と国内代理人との関係 | 該当事項はありません。 |

(注)上記表は、別途記載のある場合を除き、2021 年 3 月 31 日現在におけるものです。

- ③ 発行可能株式総数及び普通株式に係る発行可能種類株式総数を増加させる目的
東京証券取引所の新区分の上場維持基準に対応し、また機動的な資本政策及び役員、従業員等へのストックオプション付与を可能にするため、発行可能株式総数を現行の 5,566 万 9,712 株から 6,066 万 4,112 株に、普通株式に係る発行可能種類株式総数を現行の 5,566 万 9,712 株から 6,066 万 4,112 株にそれぞれ増加させることといたしました。

4. 日程

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 2021 年 8 月 13 日 | 本定款変更に係る取締役会決議 |
| 2021 年 9 月 14 日 | 本株主総会 (予定) 本種類株主総会 (予定) |
| 2021 年 9 月 16 日 | 本定款変更の効力発生日 (予定) |

なお、本定款変更は、下記「II. 本新株予約権の買取り及び消却について」に記載の、本新株予約権の買取り及び消却の効力が発生することを条件として、本新株予約権の買取及び消却日 (2021 年 9 月 15 日 (予定)) より後の 2021 年 9 月 16 日 (予定) に、効力が生じるものといたします。

II. 本新株予約権の買取り及び消却について

1. 本新株予約権の買取り及び消却の理由

本新株予約権は、その行使により A 種類株式が交付される設計となっていることから、本株式内容変更に伴い、本新株予約権が行使された場合に交付される A 種類株式による追加の潜在的な希薄化を避けることを目的として、本新株予約権の買取り及び消却を実施いたします。

なお、本新株予約権の買取り及び消却は、本定款変更に係る議案が本株主総会及び本種類株主総会において承認されることを条件とし、本定款変更の効力発生に先立って実施いたします。

2. 本新株予約権の買取り及び消却の内容

| | |
|--------------------------------|--|
| (1) 銘柄 | 株式会社フルッタフルッタ第 8 回新株予約権 株式会社フルッタフルッタ第 9 回新株予約権 |
| (2) 買取り及び消却日 | 2021 年 9 月 15 日 (予定) |
| (3) 残存数 (2021 年 8 月 13 日時点) | 第 8 回新株予約権 5,496 個 第 9 回新株予約権 3,228 個 |

| | |
|----------|--|
| (4) 買取金額 | 683,016 円 <内訳> 第8回新株予約権 1個につき 35 円 第9回新株予約権 1個につき 152 円 |
|----------|--|

※本新株予約権の詳細につきましては、2020年3月2日付プレスリリース「A種種類株式並びに第8回及び第9回新株予約権の発行（債務超過解消に向けた取組み）」及び2020年3月19日付プレスリリース「A種種類株式並びに第8回及び第9回新株予約権の発行（債務超過解消に向けた取組み）」に関する一部変更のお知らせをご参照ください。

※本新株予約権の買取金額は、いずれも払込金額と同じ金額です。買取金額については、発行当初に特段の定めは無く、当事者同士の合意により当該金額となりました。

なお、本新株予約権の全てを保有する EVO FUND の概要については、上記「I. 本定款変更について」「3. 本定款変更の目的等」をご参照ください。

3. 今後の見通し

本新株予約権の買取り及び消却について、当期の業績に与える影響は軽微であります。

III. ファシリティ契約の締結について

1. ファシリティ契約の目的

当社の資金繰りについて、EVO FUND と継続的に相談している中で、EVO FUND の関連会社である EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社から無担保融資に係るファシリティ供与の契約が可能である旨の提案を受け、当社として、低金利での借入が可能となることから、締結を決定いたしました。

なお、ファシリティ契約の締結は、本定款変更に係る議案が本株主総会及び本種類株主総会において承認されることを条件としています。

当社は、現時点において逼迫した資金需要があるわけではないため、ファシリティ契約締結直後に個別貸付を実行することは予定しておりません。今後、資金需要が発生した際に、適宜個別貸付の実行を検討いたします。

2. ファシリティ契約の概要

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 締結日 | 2021年9月15日（予定） |
| (2) 極度額 | 1,000,000,000 円 |
| (3) 期間 | 2021年9月15日から2026年9月14日まで |
| (4) 金利 | 1.0% |
| (5) ファシリティフィー | 無し |
| (6) 個別貸付実行手数料 | 無し |
| (7) 個別貸付実行金額・借入 申込時期 | 未定 |
| (8) 個別貸付実行の判断 | 貸主の裁量による |
| (9) 満期日 | 個別貸付契約にて規定 |

なお、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社の概要は以下のとおりです。

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| (a) 名 称 | EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社 |
| (b) 所 在 地 | 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニ ガーデンコート12F |
| (c) 設 立 日 | 2008年4月 |
| (d) 資 本 金 | 3億1,500万円 |

| | | |
|-------------------|----------------|-------------|
| (e) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 宮下和子 | |
| (f) 上場会社と当該会社との関係 | 当社と当該会社との関係 | 該当事項はありません。 |
| | 当社と当該会社代表者との関係 | 該当事項はありません。 |

(注)上記表は、別途記載のある場合を除き、2021年3月31日現在におけるものです。

3. 日程

| | |
|------------|--------------------------|
| 2021年8月13日 | ファシリティ契約締結に関する取締役会決議 |
| 2021年9月14日 | 本株主総会（予定） 本種類株主総会（予定） |
| 2021年9月15日 | ファシリティ契約の締結（予定） |

4. 今後の見通し

ファシリティ契約の締結について、当期の業績に与える影響は軽微であります。

IV. 取締役候補者1名の選任について

1. 取締役候補者の選任理由

当社の資金繰りについて、EVO FUNDと継続的に相談している中で、当社代表取締役より、EVO FUNDの代表者であるマイケル・ラーチ氏の当社取締役選任の打診をしたところ、マイケル・ラーチ氏は当該打診を受諾いたしました。当社は、マイケル・ラーチ氏の上場企業・非上場企業に対する25年以上の投資経験や、世界最大級の投資家の資産管理の経験、また、マイケル・ラーチ氏が複数の投資チームとプラットフォームのマネジメントに従事していることを評価し、マイケル・ラーチ氏が当社取締役に就任することにより、今後の事業展開においてもEVO FUNDグループと広く連携等の取り組みが期待されることも踏まえ、マイケル・ラーチ氏の取締役選任に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 新任取締役候補者の略歴

マイケル・ラーチ氏 (Michael L. Lerch) は、EVO FUNDを含むエボリューション・ファイナンシャル・グループの創始者兼最高投資責任者であり、エボリューション・ファイナンシャル・グループが運用するさまざまなプライベート・ファンドや投資ビークルのディレクターを務めています。資本市場とストラクチャード・ファイナンスを専門とし、25年以上の投資経験を有しています。マイケル・ラーチ氏は、2002年にエボリューション・ファイナンシャル・グループを設立する以前は、グローバルな投資銀行で約10年間、上級管理職やトレーディングポジションに就任しておりました。また、マイケル・ラーチ氏は、プリンストン大学を卒業し、政治学の学士号を取得しています。

3. 就任予定日

2021年9月15日

本株式内容変更後のA種種類株式の内容

1. 剰余金の配当

当社は、株式会社フルッタフルッタA種種類株式（以下、「A種種類株式」という。）を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記8. (1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権（転換権）

A種種類株主は、2021年9月16日以降、当社に対し、下記(4)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当社は、当転換請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、下記(4)に定める数の普通株式を交付するものとする。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、50円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{（既発行普通株式数）} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{（既発行株式数）} - \text{自己株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的

とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。
- (e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
- A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額である193,000円に転換請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を上記(2)及び(3)において定める転換価額で除して得られる数とする。A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、

当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。

(5) 転換請求受付場所

東京証券代行株式会社 本店

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(5)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年1月10日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 優先順位

- (1) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (2) 当社が残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

9. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

10. 単元株式数

A種種類株式につき1株とする。

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,566万9,712株</u>とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>5,566万9,712株</u></p> <p>A種種類株式 584万8,887株</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,066万4,112株</u>とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>6,066万4,112株</u></p> <p>A種種類株式 584万8,887株</p> |
| <p>(A種種類株式)</p> <p>第11条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> | <p>(A種種類株式)</p> <p>第11条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> |
| <p><u>2. 剰余金の配当</u></p> <p><u>(1) A種優先配当金</u></p> <p><u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、第11条の4第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(2) A種優先配当金の金額</u></p> <p><u>A種優先配当金の額は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に下記算式により算定される年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）</u></p> <p><u>A種優先配当年率＝日本円 TIBOR（6か月物）＋2.5%</u></p> <p><u>「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協</u></p> | <p>(削除)</p> |

TIBOR 運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円 TIBOR（6 か月物）が公表されていない場合は、A 種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前 11 時現在の Reuters 3 7 5 0 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 6 か月物（3 6 0 日ベース）として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円 TIBOR（6 か月物）に代えて用いるものとする。なお、A 種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 3 6 5 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 3 6 6 日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

（3）非参加条項

当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 7 5 8 条第 8 号ロ若しくは同法第 7 6 0 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 7 6 3 条第 1 項第 1 2 号ロ若しくは同法第 7 6 5 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（4）累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本号に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第 2 号に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第 2 号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号に

| | |
|--|--|
| <p>において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年毎(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第11条の4第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。</p> | |
| <p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の4第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3号定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 非参加条項 (省略)</p> <p>(3) 日割未払優先配当金額</p> <p>A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)</p> | <p>2. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)</u>又は<u>A種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)</u>に対し、第11条の4第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 非参加条項 (現行どおり) (削除)</p> |

| | |
|---|---------------------------|
| <p>4. 議決権 (省略)</p> | <p>3. 議決権 (現行どおり)</p> |
| <p>5. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 金銭対価取得請求権</p> <p><u>A種種類株主は、2022年1月10日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未</u></p> <p><u>払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p>(2) 償還請求受付場所 東京証券代行株式会社</p> <p>(3) 償還請求の効力発生 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p> | <p>(削除)</p> |

(新設)

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権 (転換権)

A種種類株主は、2021年9月16日以降、当会社に対し、第4号に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「転換請求」という。)ができるものとし、当会社は、転換請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第4号に定める数の普通株式を交付するものとする。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、50円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使

による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} + \text{新発行株式数}) \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{自己株式数} \times \text{時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

④当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金

| | |
|--|---|
| | <p> <u>銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u> </p> <p> <u>（b）本号（a）に掲げた事由によるほか、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</u> </p> <p> <u>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</u> </p> <p> <u>②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u> </p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| | <p>③<u>その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>（c）転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>（d）転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>（e）転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>（4）取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> <u>A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額である193,000円に転換請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を第2号及び第3号において定める転換価額で除して得られる数とする。A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。</u></p> <p><u>（5）転換請求受付場所</u> <u>東京証券代行株式会社 本店</u></p> <p><u>（6）転換請求の効力発生</u> <u>転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第5号に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p> |
| <p><u>6. 金銭を対価とする取得条項</u> <u>当社は、2021年1月10日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭</u></p> | <p><u>5. 金銭を対価とする取得条項</u> <u>当社は、2021年1月10日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> | <p>対価償還に係るA種種類株式の数にA種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> |
| <p>7. 譲渡制限 A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除 (省略)</p> | <p>6. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除 (現行どおり)</p> |
| <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) 第11条の3 (省略)</p> | <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) 第11条の3 (現行どおり)</p> |
| <p>(優先順位) 第11条の4 <u>A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、及び普通株式を有する株主</u> (以下、「普通株主」という。) <u>又は普通株式の登録株式質権者</u> (以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。) に対する残余金の配当の支払順位は、<u>A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する残余金の配当が第3順位とする。</u> 2. <u>A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u> 3. <u>当社が残余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u></p> | <p>(優先順位) 第11条の4 (削除) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。 2. <u>当社が残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。</u></p> |